

【組入投信の運用レポート】

DIAM日経225インデックスファンドVA

本資料は、変額年金保険の特別勘定に組入れられている投資信託についての運用状況を開示するための参考資料であり、募集を目的とするものではありません。また、将来の運用成果を保証するものではありません。

ご契約者が投資信託を直接保有しているものではありません（投資信託を直接購入することはできません）。

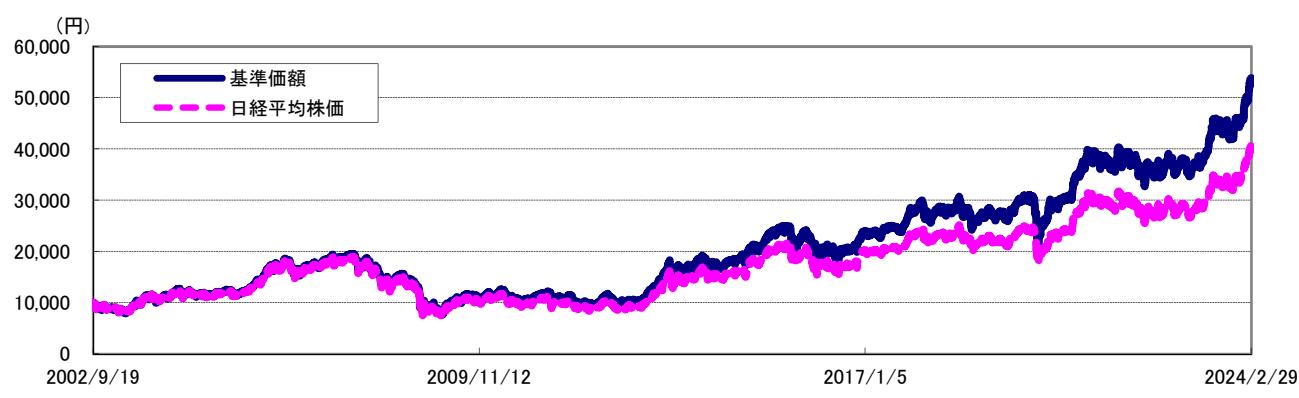
特別勘定に組入れられている投資信託の基準価額の変動は、特別勘定の基準価額の変動とは異なります。

本資料は、アセットマネジメントOne株式会社による運用報告を、第一生命保険株式会社より提供するものです。

このレポートの最終ページには、諸費用やご契約者の負うリスクなどぜひご確認いただきたい内容について記載しています。必ず最終ページをご覧いただき、内容について十分ご確認ください。

2024年2月末までの運用経過

基準価額の推移(税引前分配金再投資)



・分配金再投資後基準価額＝前日分配金再投資後基準価額×(当日基準価額÷前日基準価額)

(※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)

・基準価額は税引前の分配金を再投資したものとして計算していますので実際の基準価額と異なることがあります。

・日経平均株価は当ファンデ設定日の終値を10,000として指数化。

・基準価額は信託報酬控除後です。

基準価額等情報

基準価額	53,758円
純資産総額	2,216百万円
組入銘柄数	225

分配金情報(税引前) ※直近3年分

第19期 (2021.07.30)	0 円
第20期 (2022.08.01)	0 円
第21期 (2023.07.31)	0 円
設定来累計分配金	0 円

※1 分配金は1万口当たり

※2 分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

組入上位5業種

No	業種名	組入比率(%)
1	電気機器	27.58
2	小売業	12.56
3	情報・通信業	9.94
4	化学	6.42
5	医薬品	5.64

※組入比率は純資産総額に対する実質組入比率です。

株式市場概況

2月の日経平均株価は上昇しました。上旬は、内外企業の決算が好感されたことに加え、日銀の内田副総裁がマイナス金利解除後の緩和的な金融環境継続を示唆したことから、上昇しました。中旬は、米CPI(消費者物価指数)上振れに伴う米国株安から一時下落ましたが、円安などから上昇しました。下旬は、米半導体大手の決算が好感されるとともに、国内企業の資本効率改善に向けた取り組み進展への期待もあって、一段と上昇しました。

○当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

○当資料は情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧説を目的とするものではありません。

○投資信託は、実質的に株式等の権利がある有価証券に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者にかかる信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

○当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○当資料に記載されている運用実績は税引前分配金を再投資したものとする基準価額の変化を示したものであり、税金および手数料は計算に含まれておりません。

○当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

○投資信託は

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

2. 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。

3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

特にご確認いただきたい重要事項【災害3割加算型変額年金保険】

■運用リスクについて

- この商品は、年金額、積立金額、解約返還金額、給付金額等が特別勘定資産の運用実績に基づいて増減する仕組みの、保険料一時払方式の変額年金保険(生命保険)です。引受保険会社は、第一生命保険株式会社です。
- ファンド(特別勘定)での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その運用においては運用リスクを負うことになります。この商品では、資産運用の成果が直接、積立金額、解約返還金額、死亡給付金額等に反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。なお、積立金額、解約返還金額、年金原資、年金額に最低保証はありません。
- 積立金額は、ファンド(特別勘定)で運用・管理されます。ファンド(特別勘定)は、実質的に国内外の株式・債券等を投資対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価格の下落」等が基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額、年金原資などに反映されるため、積立金額、解約返還金額、年金原資が一時払保険料相当額を大きく下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。

■ご負担いただく諸費用について

お客様には以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。

(1) 運用期間中

①すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	金額	備考
保険契約関係費 死亡給付金のお支払いや、ご契約の締結・維持に必要な費用です。	ファンド(特別勘定)の資産総額に対して 年率 1.491%	ファンド(特別勘定)の資産総額に対して年率 1.491%/365 日を毎日控除します。
運用に関わる費用 各ファンド(特別勘定)の運用に関わる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、(年率)0.968%が上限です。 (別表をご覧ください) ※運用手段の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。	投資対象となる各投資信託の信託報酬は、信託財産の額に対して所定の率(年率)/365 日を毎日控除します。

※上記の信託報酬の他、以下の諸費用を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変動する等の理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

- 有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、信託財産留保額、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用(マザーファンドで運用する場合も同様)等

(別表)各特別勘定が主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等

特別勘定の名称	主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等※1	特別勘定の名称	主たる投資対象とする投資信託の信託報酬等※1
ライフサイクル30型	年率 0.737%(税抜 0.67%)	世界株式型A	実質年率 0.8100%程度(実質税抜 0.7365%程度)※2
ライフサイクル50型	年率 0.737%(税抜 0.67%)	世界債券型A	年率 0.77%(税抜 0.700%)
ライフサイクル70型	年率 0.737%(税抜 0.67%)	JREIT型A	年率 0.704%(税抜 0.64%)
日本株225型A	年率 0.3465%(税抜 0.315%)	米国マネー型A	管理報酬等 年率 0.54%(上限)
日本株トピックス型A	年率 0.3465%(税抜 0.315%)	マネーピール型A	年率 0.55%(税抜 0.50%)を上限とし、コールレートの水準により決定
日本株アクティ型A	年率 0.968%(税抜 0.88%)		

※1: 上記信託報酬は、2023年12月現在の数値であり、運用会社により今後変更され引き上げられることがあります。なお、()内は消費税抜きの額を表示しています。

※2: 特別勘定が投資対象とする投資信託は、ファンド・オブ・ファンズを主な投資対象としており、投資対象ファンドにおける所定の信託報酬を含めてお客様が実質的に負担する信託報酬を算出しております。

②特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	金額	備考
保険契約維持費 基本保険金額が 200 万円未満の場合にかかる費用です。	毎月 400 円	月単位の契約応当日(契約日を含みます)始に積立金から控除します。
解約控除 契約日(増額日)から経過 10 年未満で解約・減額された場合にかかる費用です。	契約日からの経過年数に応じ、基本保険金額に対して 6.0%~0.6% の解約控除率を乗じた金額	解約・減額時にお支払いする積立金から控除します。

(2) 年金受取期間中

項目	年金の種類	金額	備考
保険契約関係費	確定年金 保証期間付有期年金	支払年金額に対して年率 1.0%	第2回以後の年金の年金支払日に責任準備金から控除します。
	保証期間付終身年金	保証期間中: 支払年金額に対して年率 1.0% 保証期間経過後: 支払年金額に対して年率 2.0%	

※上記の率等は年金支払開始日の時期により異なることがあります。

■その他ご留意いただきたい事項について

- この商品では、年金原資、年金額に最低保証はありませんので、お受取りになる年金の合計額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。
- この商品では、ご契約日(増額日)から 10 年未満に解約・減額をされますと解約控除がかかります。また、解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回ることがあります。そのため損失が生じるおそれがあります。